

## お取引約款

本約款は、キーサイト・テクノロジー株式会社（“当社”）による当社製品、当社サポート及びプロフェッショナルサービスの販売並びにソフトウェア製品の使用許諾に適用されます。「当社製品」とは、当社が本約款に基づいて提供する当社標準のハードウェア製品、又は当社標準のソフトウェア製品をいい、お客様の要請により特別に調達、製造又は構成して提供する製品を除きます。「ソフトウェア製品」とは、当社が本約款に基づいて提供するコンピュータプログラム及び関連文書をいいます。「当社サポート」とは、当社が本約款に基づいて提供する当社製品の保守、修理及び校正、ソフトウェア製品のアップデート及び保守その他の当社標準の役務をいいます。「プロフェッショナルサービス」とは、コンサルティングサービス又はトレーニングをいいます。「当社仕様」とは、当社が公表している当社製品の技術情報であって、当社がその当社製品を出荷した時点で有効なものをいいます。「当社技術」とは、当社仕様を含め、当社が生成又はお客様に提供したあらゆる情報をいいます。「当社アイテム」とは、お客様が当社から受領した当社製品、ソフトウェア製品、当社技術、その他のアイテムをいいます。

本約款には、併せて次のものが含まれます；(i) 当社発行の見積書又は類似の注文書（“見積書”）、(ii) 本約款、(iii) 当社サポート及びプロフェッショナルサービスに係る当社発行の仕様書又は成果物の詳細（“SOW”）、(iv) 当社製品又はソフトウェア製品に付帯される全ての当社のエンドユーザー向け使用許諾条件（“EULA”）、(v) 当社の保証条件。

### 第1条（販売及び納入）

- お客様の注文書を当社が承諾したときに、本約款に基づく契約が成立します。当社は、お客様からの注文を本約款に基づいてのみ承諾します。当社は、お客様からの通知又は発注書面に記載された、本約款に追加する又は本約款とは異なる一切の条項又は条件を拒否します。当社によるお客様の注文の実行又は請求書の発行は、お客様の本約款と異なる契約条件又は本約款を修正する文言を含むお客様の契約条件を承諾したことにはなりません。また、当社はお客様と別途合意した場合を除き、見積書に定める納入条件に従って納入を行います。
- 当社製品及び当社サポートの価格には、消費税等は含まれません。
- 当社製品及び当社サポートの価格には、別途見積書に定めがない限り、納入先までの運賃等諸掛が含まれます。当社製品の所有権及び滅失、毀損等の危険負担は、納入時に当社からお客様へ移転します。
- 別途見積書に定めがない限り、お客様は、当社製品がその工場を出荷される前であれば、無償で注文を取り消すことができます。なお、その工場から出荷された当社製品に係る注文の取り消しについては、当社がこれを認め、かつお客様が適用されるキャンセル料を負担することとなります。全ての納品予定日は、おおよその日付であり、保証されません。当社は納品の遅延によるいかなる責任も負いません。当社は、お客様が注文した当社製品を部分的に出荷することができます。
- 据付調整費が価格に含まれない当社製品については、納入と同時にお客様の検収が終了したものとします。据付調整費が価格に含まれる場合、当社所定の据付調整作業及び検査の完了をもって、お客様の検収が終了したものとします。ただし、お客様の都合により据付調整が当社製品の納入から30日を超えて延期される場合は、納入から31日目にお客様の検収が終了したものとします。
- お客様の当社に対する代金の支払いは、見積書又は注文請書に定めるとおりとします。お客様の支払遅延、又は本約款若しくは他の当社との契約に基づく債務の不履行について当社が書面による催告を行い、当該催告の到達後10日以内にお客様が当該支払い又は債務を履行しなかった場合、当社はお客様に対する債務の履行又はお客様へのソフトウェア製品の使用許諾を停止することができます。
- お客様は、支払期限の過ぎた未払い額の回収に関する全ての費用（弁護士費用を含む）又は本約款を実行するために当社が負担した費用について支払う責任を負います。もし当社に対する支払いが支払期限までになされない場合、お客様は、支払期限日から支払いがなされた日までの間の月数に応じ、一月あたり、請求金額の1パーセント相当額（又は当該1パーセント相当額よりも法律により許容される金額が少ない場合には、法律により許容される金額を上限とする）を支払遅延利息として当社に支払うものとします。
- お客様は、SOWに明示的に規定されていない限り、プロフェッショナルサービスの提供に関連して発生する、当社が負担した旅費、

宿泊代、その他関連費用等の合理的な費用を全て負担するものとします。

### 第2条（ソフトウェアライセンス）

- テストスクリプト及びその関連ドキュメント（併せて“テストスクリプト”）を除いて、全てのソフトウェア製品は、ソフトウェア製品に含まれ、適用されるEULAに従ってお客様に使用許諾されます。ソフトウェア製品と一緒に提示される各々のEULAは [www.keysight.com/view/eula](http://www.keysight.com/view/eula) に掲載されます。もしソフトウェアドキュメントが使用許諾条件を含まない場合には、当社はお客様に対して、非独占的な、譲渡不能な、（もし使用許諾料の支払いがなされない場合には）取り消し可能な、社内利用を目的とした、当該ソフトウェア製品を1部に限り、1台のハードウェア上で使用する、限定的な使用権を許諾します。又は、見積書に別途記載のある場合には、当社は、お客様に対して見積書に記載の使用権を許諾します。ソフトウェア製品には第三者のソフトウェア製品が含まれることがあり、本約款に基づいて許諾される使用権の範囲を超えたお客様の使用において、当該第三者ソフトウェア製品に係る別の使用許諾条件が本約款に定める使用許諾条件より優先して適用されることがあります。
- ソフトウェア製品が電子媒体を使用して提供される場合、次のいずれかの時点で使用許諾期間が開始されるものとします；(i) 当社がお客様に対してソフトウェア製品のダウンロードを可能とするウェブサイトへのアクセスを提供したことを通知したとき、(ii) 当社がお客様に対してソフトウェア製品のダウンロード、インストール、若しくはそれを作動可能にするライセンスキーを発行したとき。なお、当社によってソフトウェア製品がインストールされたときは、第1条5.に従って納入及び検収されるものとします。
- お客様は、法律により義務付けられる場合を除き、当社の書面による承諾なくソフトウェア製品をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、改変若しくは翻訳し、又はいかなる公衆ネットワーク若しくは分散型ネットワーク上にも配置してはならないものとします。
- 本約款に記載のいかなる条件にも拘わらず、全てのソフトウェア製品、当社サポート及びプロフェッショナルサービスの成果物は、使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。本約款において「売買」、「販売」等の用語が使用されている場合であっても、これらは、本約款に基づいて使用許諾されるものとします。
- テストスクリプト並びにソフトウェア製品を構成しない全ての当社サポート及びプロフェッショナルサービスの成果物については、当社は、お客様に対して、お客様の社内利用を目的とした限定的な、非独占的な、譲渡不能の、永久の複製権及び使用権を許諾します。
- 当社は、当社製品、当社サービス及びプロフェッショナルサービスに含まれる、又はそれらに関連する知的財産権の独占的な所有者となります。

## お取引約款

### 第3条 (保証)

1. 当社製品の保証条件は、当社製品に添付若しくは見積書に表示することにより、又は請求に応じてお客様に提示されるほか、当社のウェブサイト[www.keysight.com/go/warranty\\_terms](http://www.keysight.com/go/warranty_terms)に掲載されています。当社製品は、購入国における当社標準の保証を含む、当社標準の保証の対象となります。
2. 当社は、保証期間中、当社標準のハードウェア製品に対しては、部品及び製造上の不具合を保証するほか、当社仕様適合していることを保証します。また、当社は、当社が財産権を有する当社標準のソフトウェア製品に対しては、当社仕様に実質的に適合していることを保証します。
3. 当社は、保証期間中にお客様から保証の対象となる不具合又は当社仕様の不適合について連絡を受けた場合、自己の裁量により当該当社製品の修理又は交換を行います。
4. 明示、黙示を問わず、当社は本条に規定する以外の保証は行いません。

### 第4条 (知的財産権侵害に関する紛争処理)

1. お客様が第三者から当社製品についての知的財産権侵害の申し立てを受けた場合、当社はこれを防御又は解決します。ただし、お客様が、書面にて迅速に当社に通知し、かつ訴訟を含む紛争解決のための権限を当社に委任し、当社を補助することを条件とします。
2. 当社は、前項の防御又は解決に要する費用とともに、和解金又は確定判決により決定した損害賠償額を負担します。また、当社は、前項の申し立てを受けるおそれがある場合、自己の裁量により、当該当社製品を改造若しくは交換し、又は必要な実施権の取得を行うことができます。なお、当社は、これらのいずれも合理的でないと判断した場合、当該当社製品を引き取りと同時にお客様の購入価格を払い戻します。
3. 当社は、(i) お客様のデザイン、仕様、指示若しくは技術情報、(ii) 当社製品のお客様若しくは第三者による改造、(iii) 当社仕様で禁止されている態様若しくは当社仕様の範囲外での当社製品の使用、又は(iv) 当社製品と当社以外から供給された製品との組合せ使用に基づき、お客様が第三者から知的財産権侵害の申し立てを受けた場合には、いかなる責任も負いません。

### 第5条 (賠償責任)

1. 法的に許容される最大限において、当社、当社の関連会社、当社の下請業者及び当社への製品供給者は、ダウンタイム・コスト、データの滅失による損害、ソフトウェアの復元費用、逸失利益を含む付随的損害、特別損害並びに間接的損害については、いかなる責任も負いません。また、当社、当社の関連会社、当社の下請業者及び当社への製品供給者は、お客様又はエンドユーザのネットワーク若しくは動作環境、ネットワーク若しくは動作環境の使用、アクセス不能又は使用不能に関連する損害について一切の責任を負いません。これらの制限は、当該クレームがその可能性を知らされていた場合であっても、契約、不法行為、保証その他の法的根拠にかかわらず、適用されます。また、これらの除外は、本契約に定める救済がその本質的な目的を達成できない場合であっても、適用されるものとします。
2. 前項の責任の制限は、第4条に定める知的財産権侵害の申し立てがあった場合のほか、人的損害及び当社の故意の違法行為又は詐欺的な不正表示に起因する損害等、法律が免責を許容しない場合には適用されません。
3. 本約款に規定する責任が、当社のお客様に対する責任の全てです。

### 第6条 (雑則)

1. お客様及び当社は、(i) 自ら及び自らの役員が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、社会運動等標榜ゴロ、特殊 知能暴力集団等を指し、以下同じ)であること、(ii)反社会的勢力であったこと、(iii)反社会的勢力を利用すること、(iv)反社会的勢力の活動を助長する行為をすること、(v)反社会的勢力を名乗るなどして相手方の業務を妨害すること、(vi)これらに準じた行為をすること、のいずれにも該当しない、又はいずれも行わないことを表明・保証します。お客様及び当社は、相手方がこれに違反した場合、催告なしに直ちに本約款に基づく契約を解除し、かつそれにより生じた損害の賠償を請求することができます。
2. 当社は、本約款に関連してお客様の個人情報を収集することがあります。当社は、当社のウェブサイト[www.keysight.com/go/privacy](http://www.keysight.com/go/privacy)に「キーサイト・テクノロジー・インクにおけるお客様のプライバシーに関する声明」として掲載される、当社の個人情報取扱規定に従って処理します。当社が、お客様の個人情報を第三者に販売又は賃貸することはありません。
3. 当社製品に対するサポート条件は、見積書等で特に定めがない場合には、請求に応じてお客様に提示されるほか、当社のウェブサイト [Terms of Service](#) に掲載されています。
4. お客様及び当社は、適用される法規を遵守するものとします。お客様がこれに違反した場合、当社は債務の履行を中止することができます。
5. 本約款の他の規定にかかわらず、本約款に基づき行われる全ての行為若しくは取引、又は、本約款に基づいて提供される当社アイテム、当社サポート、プロフェッショナルサービスに関しては、以下の規定が適用されます。
  - (1) お客様は、米国制裁措置及び米国輸出管理に関する法令(第6条5項2号で定義)を含む、制裁措置及び輸出管理に関する適用法令に基づいて許可を得る必要があるいかなる役務、取引その他の行為(従業員、請負業者、学生、代理人、その他の個人又は組織に対し直接又は間接的に当社アイテムへのアクセスを許可することを含みますが、これらに限定されません)に従事する前に、制裁措置及び輸出管理に関する適用法令(米国制裁措置及び米国輸出管理法令を含みます)に基づいて、全ての必要な許可を得ることについて全責任を負うことに明示的に同意します。
  - (2) お客様は、当社アイテム、当社サポート、プロフェッショナルサービス、その他当社アイテムに関わる全ての行為若しくは取引には、経済制裁、金融制裁及び貿易制裁に関する法令及び規制、命令、並びに指令が適用される可能性があることを認め、これに同意します。なお、かかる法令及び規制、命令、並びに指令には、(i) 米国財務省外国資産管理室(“OFAC”)、米国国務省及び米国商務省(総称して、“米国制裁措置”)により発令されるもの、並びに(ii) 米国国際武器取引規則(“ITAR”)及び米国輸出管理規則(“EAR”) (総称して、“米国輸出管理法”)を含む米国の輸出管理に関する法令及び規制、命令、並びに指令が含まれますが、これらに限定されません。
  - (3) 本第6条5項前2号の規定を制限することなく、お客様は、次の(i)から(iii)のいずれにも該当せず、次の(i)から(iii)のいずれかに該当する者(自然人、法人、組織を含みます。以下同じ)によって所有又は管理されておらず、次の(i)から(iii)のいずれかに該当する者のために行動しておらず、これらの者を代理して行動しておらず、これらの者の指示に従

## お取引約款

- って行動していないことを確認します； (i) 米国制裁措置の対象者（Specially Designated Nationals and Blocked Persons List又はSectoral Sanctions Identifications Listに掲載されている者を含みますが、これに限定されません）、(ii) 包括的な米国制裁措置の対象である国又は地域において設立された法人又は組織、所在又は居住する者、(iii) 米国輸出管理法に基づいて管理されているリスト（Entity List、Unverified List、Military End User List、Debarred Parties List、又はDenied Persons Listを含みますが、これらに限定されません）で特定されている者（(i) 及び(ii)を総称して、“規制対象者”）。お客様は、米国制裁措置及び米国輸出管理に関する法令に違反して、直接又は間接的に、規制対象者に当社アイテムを販売、輸出、再輸出、移転、再移転、供給若しくはその他の方法で提供せず、又は規制対象者とその他の方法で取引しないものとします。
- (4) お客様は、制裁措置及び輸出管理に関する適用法令（米国制裁措置及び米国輸出管理法令を含みます）を当社及びお客様が遵守していることに関連して当社が要求した全ての情報及び文書を当社の要求に応じて速やかに提供するものとします。なお、当社は、当社及びお客様が制裁措置及び輸出管理に関する適用法令（米国制裁措置及び米国輸出管理法令を含みます）を遵守していることを確認するために、当社の単独の裁量により、当社による当社製品又は当社アイテムの納入前に、エンドユーザの証明書及び輸出許可証を当社に提供することをお客様に要求することができます。
- (5) お客様は、本第6条5項に定めるいずれかの表明、保証又は誓約が正確なものではなくなった場合に、速やかに当社に通知するものとします。
- (6) お客様は、当社が世界中の様々な拠点から当社アイテム、当社サポート及びプロフェッショナルサービスを提供することを認めます。お客様が本第6条5項のいずれかの規定を遵守しなかった場合、又は本約款において目的とされる、若しくは当社アイテム、当社サポート、プロフェッショナルサービスが関連する行為、取引等が制裁措置及び輸出管理に関する適用法令（米国制裁措置及び米国輸出管理法令を含みます）に違反する場合又は違反の恐れがある場合、当社は、当社の単独の裁量により、当社サポート及びプロフェッショナルサービスの実施の一時停止若しくは提供の拒否、又は本約款に基づく注文の全部若しくは一部の取り消しを行うことができます。
6. お客様及び当社は、自然災害（火災、洪水、嵐、地震、台風、若しくはその他の自然災害）、戦争等（内戦、反乱、革命、テロ行為等）、政府等（行政機関、司法機関、立法機関等の統治機関）によるその主権の行使若しくは法定資格に基づく法令、規制若しくは制限、伝染病、検疫制限、ストライキ、ロックアウト、公共設備の機能停止若しくは故障、運送業者の行為若しくは不作為等の当事者の過失又は重過失なくして発生した不可抗力的な事由を理由として、本約款に基づく義務の履行について免除され、かつ義務の不履行から生じる賠償責任について免責されるものとします。
7. 米国政府による当社製品の使用、頒布、又は開示には、DFARS 227.7202-3 (Rights in Commercial Computer Software)、DFARS 252.227- 7015 (Technical Data – Commercial Items)、及び FAR 52.227-19 (Commercial Computer Software – Restricted Rights) が適用されます。
8. 本約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
9. 本約款の一部の条項が違法又は履行不能とみなされても、本

約款のその他の条項は有効に存続するものとします。

10. 当社製品は、商業的及び工業的な使用を目的としたものであり、一般消費者による又は家庭での使用に適したものではありません。お客様は、そのような使用のために当社製品を購入しないことを表明かつ保証します。一般消費者による若しくは家庭での使用、又は当社製品の仕様外の使用については、第2条1、2及び5、第4条1及び2、第5条2、提示される当社の保証又は第3条に規定される保証条件は適用されません。当社製品は、原子力施設の立案、建設、保守又はその直接の運転に使用するために、特別に設計若しくは製造されたもの、又はこれらを目的とした部品として販売するものではありません。かかる使用によって発生する申し立て、損害、費用について、当社は責任を負いません。
11. 本約款及びその補完文書に規定される事項がお客様と当社の合意事項の全てであり、本約款に基づく契約の成立前になされた口頭又は書面による約束、提案、契約等に優先します。又、お客様所定の取引条件が記載された注文書、注文請書等に基づいて、当社が当社製品の納入又は当社サポートの提供を行ったとしても、当社が当該お客様所定の取引条件に同意したものとみなされません。
12. 当社は、合併、会社組織の変更、事業譲渡、会社分割、所有者の変更等によって必要な場合、お客様の同意なく本約款に基づく当社の地位（本約款に基づく一切の債権債務を含む）を第三者に譲渡することができるものとします。お客様は、当社の事前の書面による承諾なく、本約款に基づくお客様の地位を第三者に譲渡することはできません。
13. ロードマップ等に関連して当社が提供する全ての情報は、情報提供を目的としたものであり、当社はそれらの情報に対して責任を負いません。又、それらの情報は、本約款の一部とはなりません。それらの情報は、提供された時点の当社の予定であり、通知なく何時でも変更されることがあります。

以上